〈参考〉　国における療養期間等の見直しについて

（1） 療養期間

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>改正前</th><th>改正後※1</th></tr>
<tr><td rowspan="2">有症状者</td><td>入院以外※2</td><td rowspan="2">・発症日から10日間経過、かつ症状軽快後72時間経過（11日目に解除）</td><td>・発症日から7日間経過、かつ症状軽快後24時間経過（8日目に解除）</td></tr>
<tr><td>入院者※3</td><td>（変更なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">無症状者</td><td>・検体採取から7日間経過（8日目に解除）</td><td>・検体採取から7日間経過（8日目に解除）
・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合、5日間経過後（6 日目）に解除可能とする</td></tr>
</table>

※1　有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、検温等、自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底。
※2　人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。
※3　高齢者施設に入所している者を含む。

（2）陽性者の外出

<table>
<tr><td>有症状の場合で症状軽快から24時間経過後</td><td rowspan="2">マスク着用などの感染予防行動の徹底を前提に、食料品等の買い出しなど、必要最小限の外出を行うことは差し支えない（公共交通機関は使わない）</td></tr>
<tr><td>無症状の場合</td></tr>
</table>

（3）適用日

令和4年9月7日

北海道陽性者登録センター

対象年齢を拡大、全道で実施

対象	これまで	9/13から
地域	石狩管内 ※江別市、千歳市、恵庭市、石狩市、北広島市、当別町、新篠津村	▶ 全道 ※全ての道立保健所管内
年齢	18～39歳	▶ 0～64歳